

様式第 4 号（第 8 条関係）

本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書

年 月 日

(あて先)大阪市 区長

申請者 住所
氏名

大阪市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、
【 登録事項の変更 ・ 登録の廃止 】を申請します。
申請にあたっては裏面の注意事項をご確認ください。現在の登録事項は記入してください。
住民票の写しのみ通知対象としている方については、本籍の記入は不要です。

登録事項	登録者氏名	
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	住所(送付先)	
	連絡先	
	本籍	
	筆頭者	

登録を変更する箇所を記入してください。 廃止の場合は記入不要です。

変更事項	登録者氏名	
	住所(送付先)	
	本籍	
	筆頭者	

代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

代理人氏名	
本人との関係	
代理人の生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
代理人の住所	

以下は記入しないでください。

変更又は 廃止処理	他区連絡	本人確認書類(本人・代理人)[提示・提出]	代理権限確認	変更又は 廃止年月日
		☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康 保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 住基カード ☐ 在留カード等 ☐ その他()	☐ 法定代理人[提示・提出] (種類:) ☐ 任意代理人	年 月 日

通知対象証明書 (☐ 住民票の写し ☐ 住民票の記載事項証明書 ☐ 戸籍の附票の写し ☐ 消除された住民票の写し
☐ 消除された戸籍の附票の写し ☐ 戸籍謄抄本 ☐ 戸籍の記載事項証明書 ☐ 除籍謄抄本 ☐ 除籍の記載事項証明書
☐ 磁気ディスクの戸籍又は除籍の全部若しくは一部を証明した書面)
登録関係区(区、 区、 区、 区、 区)

〔注意〕

- 1 あなたが本人であることを確認するため、下記の「提示する本人確認書類(郵送で請求する場合は写しの提出)」又は「提出する本人確認書類」のいずれかをご用意ください。
- 2 あなたが親権者又は未成年後見人の場合は、本籍地の区役所等に申請する場合を除き、親権者や未成年後見人である旨を確認できる書類(戸籍謄本等)の提示(郵送で請求される場合は写しの提出)も併せてお願いします。
- 3 あなたが成年後見人等の場合は、成年後見人等である旨を確認できる書類(登記事項証明書等)の提示(郵送で請求される場合は写しの提出)も併せてお願いします。
- 4 あなたが任意代理人の場合は、委任状の提出も併せてお願いします。
- 5 変更又は廃止の申請は、住民登録地又は本籍地(過去の住民登録地又は本籍地も含みます。)の区役所住民情報事務所管課(又は区役所出張所)で行います。また、申請に基づき登録者名簿を変更又は廃止した日の翌日(その日が12月29日から翌年の1月3日までにあたる場合は1月4日)が変更又は廃止日となります。
- 6 代理人による申請や、郵便又は信書便による登録の申請についても行うことができます。

提示する本人確認書類(郵送で請求する場合は写しの提出)

個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員証の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に定める合格証明書、国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、学生証、法人が発行した身分証明書(社員証、タスポ等)、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(敬老優待乗車証、生活保護適用証明書、休日・夜間等診療依頼証等)、その他これらに相当するものとして区長が適当と認める書類

提出する本人確認書類

本人通知制度登録申請書に押印した印章に係る印鑑登録証明書